

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案参照条文

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（名称及び位置）

第八条 在外公館（第六条第二項に定めるものに限る。以下同じ。）の名称及び位置は、別に法律で定める。

235 （略）

（在外公館長）

第九条 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。

233 （略）

4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

○外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）

（在外公館に勤務する外務公務員の給与）

第十三条 在外公館に勤務する外務公務員の給与は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基いて支給するものとする。

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（抄）

（在外公館の名称及び位置）

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（在勤手当）

第五条 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めな

ればならない。

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 4 (略)

5 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 四歳以上十八歳未満の子

二 十八歳に達した子であつて、就学する学校(外務省令で定める学校を除く。)において十八歳に達した日に所属する学年(十八歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学

年をいう。)の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

6、7 (略)

8 研修員手当は、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者(以下「在外研修員」という。)に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。

(在勤基本手当の支給額)

第十条 在勤基本手当の月額は、別表第二に定める基準額(第九条の規定に基づき、在外公館の増置に伴つて設定された基準額を含む。)の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額とする。

2 在勤基本手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(住居手当の支給額)

第十二条 住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われ

るべき家賃の額）から政令で定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、予算の範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額（次項において「限度額」という。）を限度する。

2 前項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 配偶者を伴う在外職員以外の者（次号に該当する者を除く。） 限度額の百分の八十に相当する額

二 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第九条第四項の規定により在外公館長の事務を代理すべき者として指定されている在外職員のうち外務大臣が特に指定するもの 限度額の百分の百十に相当する額（配偶者を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額）

3 4 （略）

（住居手当の支給期間）

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 4 （略）

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡当時伴っていた配偶者に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

（子女教育手当の支給額）

第十五条の二 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき一万八千円とする。

2 在外職員の年少子女（六歳未満の年少子女を除く。以下この項及び次項において同じ。）が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が指定する地（以下この項において「指定地」という。）に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、その加算される額は、同項の額の百分の四百に相当する額（当該年少子女が外務省令で定める学校に就学する場合にあつては、百分の三百五十に相当する額）を

限度とする。

一 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（外務省令で定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。）として外務大臣が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において標準的であると認定する額と前項の額との差額に相当する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額と前項の額との差額に相当する額

二 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額

イ 前号イに規定する額

ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として外務大臣が標準的であると認定する額と前項の額との差額に相当する額

ハ 前号ロに規定する額

3 在外職員の勤務する在外公館の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として外務大臣が定める地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女が当該在外公館の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額を加算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 在外職員の勤務する在外公館の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として外務大臣が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額と第一項の額との差額に相当する額

二 前項第一号ロに規定する額

（研修員手当の支給額）

第十九条 研修員手当の月額は、号の別によつて別表第三に定める額とする。

2 研修員手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。